

最新判例一覧(投薬事故)

概要	診療科目	患者	判決	請求額	認容額	備考	出典
<p><インドメタシン投与による喘息発作後の死亡> 切迫早産と気管支喘息の合併症により国立大学病院に入院した産婦に対し、産婦人科医がインドメタシンを投与したことにより妊婦が激しい喘息発作を起こして胎児とともに死亡した場合に、産婦人科医に過失があるとして国の使用者責任が認められた事例</p>	産婦人科	27才女性	前橋地裁 H10.6.26 敗訴(控訴)	7,977	逸失利益 4,157 慰謝料 2,500 葬儀費 120 弁護士費用 700 合計 7,477		判時1693-110 判タ1025-
<p><胃切除術後の抗癌剤大量投与による死亡> 胃切除を受けた早期癌患者に対し副作用のある抗癌剤を大量に投与し続け、患者が副作用により死亡したことにつき、医師に過失があったとして病院側の損害賠償責任が認められた事例</p>		53才女性 (主婦・自営業)	名古屋地裁 H11.4.8 敗訴(確定)	6,733	逸失利益 3,803 慰謝料 2,400 葬儀費 130 弁護士費用 400 合計 6,733		判タ1008-192 判時1734-90
<p><ステロイド剤の副作用による死亡> 急性咽喉炎の患者に対しステロイド剤の点滴及び非ステロイド系消炎鎮痛剤の投薬をしたところ、出血性胃潰瘍になり胃の摘出手術を受けたが多臓器不全で死亡した場合に、医師に右投薬に当たり適切な検査を怠った過失があるとされた事例</p>	耳鼻咽喉科	62才男性 (小売業・不動産仲介業)	大阪高裁 H11.6.10 敗訴(確定)	5,238	逸失利益 1,089 慰謝料 1,920 葬儀費 80 弁護士費用 300 合計 3,389	過失相殺20%	判時1706-41
<p><骨折治療中、薬剤により両眼視力低下> 交通事故による骨折等の治療中の患者が投与された薬剤が契機となってステープルス・ジョンソン症候群(皮膚粘膜眼症候群)、TEN(中毒性表皮壊死症)を発症し、両眼視力低下等を招いた場合につき、担当医師に皮膚科専門医に併診(相談)することを怠った過失が認められた</p>	整形外科	21才男性 (大学生)	福岡地裁 H12.2.24 敗訴(控訴)	1億3549	逸失利益 3,754 慰謝料 1,000 弁護士費用 500 合計 5,254		判時1731-100
<p><メチロンの投与により胎児死亡を起こし、羊水塞栓症により母体死亡> 臨月間近で高熱のある妊婦に対し、適切な診察等をしていないで胎児の動脈管に収縮作用をもたらす解熱剤(メチロン)を注射したため、胎児が死亡し、そのことにより羊水塞栓症を惹起して妊婦が死亡した場合、適切な治療を行わなかった医師に過失があるとして病院側の損害賠償責任が認められた事例</p>	産婦人科	29才女性 (看護婦)	仙台高裁 H12.2.29 敗訴(確定)	1億200	逸失利益 3,841 慰謝料 700 葬儀費 120 弁護士費用 400 合計 5,061		判タ1089-248
<p><末期癌患者への抗癌剤投与により早期死亡> 末期肺癌患者の腎機能が悪化していることを見過ごし又はこれを無視して、漫然と抗癌剤塩酸イリノテカンの再投与を行ったために患者の死期が早まったとして医師に過失があったとされた事例</p>		66才男性 (嘱託社員)	横浜地裁 H12.4.26 敗訴(控訴)	2,845	逸失利益 36 慰謝料 500 弁護士費用 60 合計 596		判時1734-71
<p><精神病患者への無診察投薬> 精神科医師が患者の家族等の依頼によって行った患者の診察を経ないでする診断及び患者に告知を行わないでする投薬が医師法20条に違反せず、患者に対する不法行為(人格権の侵害)を構成しないとされた事例</p>	精神科	女性 (主婦)	千葉地裁 H12.6.30 勝訴(控訴)	1,500	請求棄却 0		判タ1034-177 判時1741-113
<p><新生児への薬の過量処方によりチアノーゼを発症> 生後四週間の新生児に処方・調剤した薬について、薬中の副作用を引き起こす成分の含有量が常用量を大幅に上回る処方したことにつき医師と薬剤師に過失があるとして、薬により呼吸困難、チアノーゼを発症した新生児に対する損害賠償が認められた事例</p>	産婦人科	男児 (新生児)	千葉地裁 H12.9.12 敗訴(確定)	575	慰謝料 40 その他 11 弁護士費用 20 合計 71		判時1746-115
<p><海外で心臓移植手術後、免疫抑制剤の投与量が不足し死亡> イギリスで心臓移植手術を受けた主婦が、術後管理として日本の病院で免疫抑制剤の投与を受けていたところ、その投与量が不適切であったため死亡した場合に医師の過失が認められた事例</p>	内科	44才女性 (主婦)	大阪地裁 H13.1.19 敗訴(控訴)	6,626	逸失利益 1,000 慰謝料 2,000 弁護士費用 300 合計 3,300		判時1747-123 判タ1086-272

最新判例一覧(投薬事故)

概要	診療科目	患者	判決	請求額	認容額	備考	出典
<p><不適切な静脈注射によりショック状態となり死亡> インフルエンザの症状を訴えて治療を受けた患者に対し、ノイロトロピン及びデキサンを静脈注射したところ、ショック状態となり死亡した場合に医師に過失があるとされた事例</p>		36才女性 (会社員)	大阪地裁 H14.1.16 敗訴(確定)	9,279	逸失利益 4,036 慰謝料 2,500 葬儀費 120 弁護士費用 640 合計 7,308		判時1797-94
<p><慢性中耳炎患者にリンデロンA液を点耳薬として投与したところ難聴となった事案。> リンデロンA液は難聴をもたらす副作用があり、添付文書に長期間連用をさけるとの記載がある。文献では10日間から2週間とするものがあるが、本事案では36日間連用した過失と、純音聴力検査を怠った過失があるとされた。</p>	耳鼻咽喉科	女・52才	福岡地裁 H15.4.22 敗訴(控訴)	4,629	逸失利益 1,254 慰謝料 750 その他 97 弁護士費用 200 合計 2,302		判時1837-87
<p>< S状結腸癌摘出後の縫合不全に投与した薬剤によりアナフィラキシーショックで死亡。> ①S状結腸癌摘出後に縫合不全による炎症にたいして抗生剤ペントシリンとミノマイシンを看護師が点滴静注して病室を離れたところ、ショックを発症した。ナースコールにより到着した看護師、医師が救命措置をおこなったが、アナフィラキシーショックにより死亡。</p>			最高裁第三 小法廷 H16.9.7(破 棄差戻)				最高裁HP
<p><靴擦れによる水ぶくれで受診した女兒に小児には禁忌の抗菌剤フルマーク錠を処方したため、発疹・紅斑を繰り返しは症。敗訴> 1. 医師は十数年間小児に対してフルマーク錠を処方してきたが問題は発生しなかったと抗弁したが、認められなかった。 2. 損害投与後の症状は3年間継続しているが、治癒の見通しは医学的には明らかでないとして、後遺障害14等級に近い程度の後遺障害を認定し</p>	皮膚科	女・6才	福岡地裁 H17.1.14 敗訴(控訴 有無不明)	3,092	治療費 8 通院雑費 8 慰謝料 250 合計 267		下級裁判所判 決情報HP
<p><妊娠末期の妊婦に禁忌のボルタレンを投与したため胎児死亡(死産)></p>	産婦人科	胎児	松山地裁 H18.5.23 敗訴	2,725	慰謝料 750 弁護士費用 75 合計 825		下級裁判所判 例集
<p>薬剤性間質性肺炎に罹患していた患者について、皮膚科疾患で他院で投与されていたミノマイシンを中止すべき注意義務を怠った。敗訴</p>	内科	男 60才 有職者	東京地裁 H18.10.4 敗訴	5,203	慰謝料 200 弁護士費用 20 合計 220		下級裁判所判 例集